

● BELS 表示制度に係る評価申請

| 一戸建ての住宅 (消費税込み、単位：円) |        |                  |          |
|----------------------|--------|------------------|----------|
| 住宅の種類                | 外皮評価方法 |                  | 他業務活用(※) |
|                      | 標準計算   | 仕様基準<br>気候風土適応住宅 |          |
| 下記以外の一般住宅            | 46,000 | 28,000           | 10,000   |
| 型式性能認定住宅             | 33,000 |                  | 10,000   |

※「他業務活用」とは当機関における BELS 評価業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。  
他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。

| 共同住宅等 (共同住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、その他一戸建ての住宅以外の住宅) (消費税込み、単位：円) |      |        |  |   |  |
|--|------|--------|--|---|--|
| 住宅の種類  | 対象部分 | 申請戸数   | 外皮評価方法   |   | 他業務活用(※)                                     |
|  |      |        | 標準計算 (住戸部分)<br>標準入力法 (共用部分)                    | 仕様基準<br>気候風土適応住宅                              |  |
| 下記以外の一般住宅  | 住戸部分 | 1 戸    | 46,000   | 28,000  | 10,000                                       |
|  |      | 2 戸以上  | 106,000 + 3,000 × 申請戸数<br>(住戸申請は戸当たり 1,000 加算) | 53,000 + 2,000 × 申請戸数<br>(住戸申請は戸当たり 1,000 加算) | 9,000 + 1,000 × 申請戸数<br>(住戸申請は戸当たり 1,000 加算) |
|  | 共用部分 | 20 戸未満 | 55,000   |   | 10,000                                       |
|  |      | 20 戸以上 | 110,000  |   |  |
| 型式性能認定住宅   | 住戸部分 | 1 戸    | 33,000   |   | 10,000                                       |
|  |      | 2 戸以上  | 35,000 + 6,000 × 申請戸数<br>(住戸申請は戸当たり 1,000 加算)  |   | 9,000 + 1,000 × 申請戸数<br>(住戸申請は戸当たり 1,000 加算) |
|  | 共用部分 | -      | 35,000   |   | 10,000                                       |

※「他業務活用」とは当機関における BELS 評価業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。  
他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。

住宅特記事項

- 住宅と非住宅建築物の複合建築物の申請の場合は、住宅の料金と非住宅建築物の料金の合計とする。
- 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
  - 次のいずれかに該当する場合は上表の料金とする。
    - 用途分類を変更する場合
    - 評価方法の変更 (標準計算⇔仕様基準 等)
    - 直前の評価を当センター以外の機関等から受けている場合 (新規で申請)
  - 当初の申請料金が他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。
  - 審査を伴わない変更申請については 4,500+1,000×通数 (消費税込み、単位：円) とする。
- 評価書の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。
- 評価書を再発行する場合は、4,500+1,000×通数 (消費税込み、単位：円) とする。
- プレート代、シール代は別紙とする。また、1 枚当たりの発注事務手数料は 1,100 円 (消費税込み) とする。
- 同時期・同敷地に同プランで複数の申請を行う場合で、計算に係る審査が不要である申請については他業務活用の料金を適用する。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

非住宅建築物 (消費税込み、単位：円)

| 対象面積 (㎡)             | 標準入力法         |            | モデル建物法<br>(小規模版による申請は不可) |            | 他業務活用(※) |
|----------------------|---------------|------------|--------------------------|------------|----------|
|                      | 別表<br>分類 A, B | 別表<br>分類 C | 別表<br>分類 A, B            | 別表<br>分類 C |          |
| ～ 100 未満             | 159,000       | 72,000     | 73,000                   | 44,000     | 30,000   |
| 100 ～ 300 未満         | 204,000       | 99,000     | 88,000                   | 53,000     |          |
| 300 ～ 500 未満         | 228,000       | 114,000    | 96,000                   | 58,000     |          |
| 500 ～ 1,000 未満       | 264,000       | 147,000    | 108,000                  | 69,000     |          |
| 1,000 ～ 2,000 未満     | 303,000       | 171,000    | 121,000                  | 77,000     |          |
| 2,000 ～ 3,000 未満     | 375,000       | 231,000    | 145,000                  | 97,000     |          |
| 3,000 ～ 4,000 未満     | 480,000       | 288,000    | 180,000                  | 116,000    |          |
| 4,000 ～ 5,000 未満     | 588,000       | 348,000    | 216,000                  | 136,000    |          |
| 5,000 ～ 10,000 未満    | 738,000       | 435,000    | 266,000                  | 165,000    |          |
| 10,000 ～ 20,000 未満   | 879,000       | 519,000    | 313,000                  | 193,000    |          |
| 20,000 ～ 50,000 未満   | 1,101,000     | 636,000    | 387,000                  | 232,000    |          |
| 50,000 ～ 100,000 未満  | 1,350,000     | 810,000    | 470,000                  | 290,000    |          |
| 100,000 ～ 200,000 未満 | 1,674,000     | 1,059,000  | 578,000                  | 373,000    |          |
| 200,000 ～ 300,000 未満 | 2,220,000     | 1,332,000  | 760,000                  | 464,000    |          |
| 300,000 ～            | 3,045,000     | 1,821,000  | 1,035,000                | 627,000    |          |

※「他業務活用」とは当機関における BELS 評価業務以外の業務を活用し、基準への適合が確認できる場合とする。  
他業務交付時点から計画の変更を伴う場合は他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、評価方法を変更しない場合に限る。

非住宅建築物特記事項

- 用途分類は、別表による。
- 対象面積の算定は、分類 A と B においては建築基準法における延べ面積とする。  
分類 C においては計算対象となる室の合計面積とする。  
複合用途の建築物は各用途の対象面積の合計とする。ただし、計算を要しない用途の対象面積は含めない。
- 用途分類が複数ある場合は、分類 A 又は B が含まれる時、「分類 A, B」欄の料金とする。
- 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
  - 次のいずれかに該当する場合は上表の料金とする。
    - 用途分類を変更する場合
    - モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
    - 評価方法の変更 (標準入力法⇄モデル建物法)
    - 直前の評価を当センター以外の機関等から受けている場合 (新規で申請)
  - 当初の申請料金に他業務活用を適用している場合は、上表における他業務活用でない料金に 0.5 を乗じた額とする。
  - 審査を伴わない変更申請については 4,500+1,000×通数 (消費税込み、単位：円) とする。
- 評価書の交付前までに大規模な計画の変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。  
ただし、外皮評価方法を変更しない場合に限る。
- 評価書を再発行する場合は、4,500+1,000×通数 (消費税込み、単位：円) とする。
- プレート代、シール代は別紙とする。また、1 枚当たりの発注事務手数料は 1,100 円 (消費税込み) とする。
- 同時期・同敷地に同プランで複数の申請を行う場合で、計算に係る審査が不要である申請については他業務活用の料金を適用する。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

別表 用途分類表

| 分類 A  |  |
|-------|--|
| 区分コード | 用途   |
| 08140 | 図書館その他これに類するもの   |
| 08150 | 博物館その他これに類するもの   |
| 08152 | 美術館その他これに類するもの   |
| 08160 | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの   |
| 08170 | 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの  |
| 08190 | 助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)   |
| 08210 | 児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)                    |
| 08230 | 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)  |
| 08240 | 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)  |
| 08260 | 病院   |
| 08370 | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバレーボール練習場  |
| 08380 | 体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)  |
| 08400 | ホテル又は旅館  |
| 08480 | 映画スタジオ又はテレビスタジオ  |
| 08530 | 劇場、映画館又は演芸場  |
| 08540 | 観覧場  |
| 08550 | 公会堂又は集会場   |
| 08560 | 展示場  |
| 08590 | ダンスホール   |
| 08600 | 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの |

| 対象外   |         |
|-------|---------|
| 区分コード | 用途      |
| 08010 | 一戸建ての住宅 |
| 08020 | 長屋      |
| 08030 | 共同住宅    |
| 08040 | 寄宿舎     |
| 08050 | 下宿      |

| 分類 C  |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 区分コード | 用途                                |
| 08310 | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家             |
| 08320 | 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設 |
| 08340 | 工場(自動車修理工場を除く。)                   |
| 08350 | 自動車修理工場                           |
| 08360 | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの                  |
| 08420 | 畜舎                                |
| 08430 | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場               |
| 08490 | 自動車車庫                             |
| 08500 | 自転車駐車場                            |
| 08510 | 倉庫業を営む倉庫                          |
| 08520 | 倉庫業を営まない倉庫                        |
| 08610 | 卸売市場                              |
| 08620 | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設      |
| 08630 | 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの            |
| 08640 | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの                  |

| 分類 B  |   |
|-------|---|
| 区分コード | 用途  |
| 08060 | 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの   |
| 08070 | 幼稚園   |
| 08080 | 小学校   |
| 08082 | 義務教育学校  |
| 08090 | 中学校、高等学校又は中等教育学校  |
| 08100 | 特別支援学校  |
| 08110 | 大学又は高等専門学校  |
| 08120 | 専修学校  |
| 08130 | 各種学校  |
| 08132 | 幼保連携型認定こども園   |
| 08180 | 保育所その他これに類するもの  |
| 08192 | 助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)  |
| 08220 | 児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)  |
| 08250 | 診療所(患者の収容施設のないものに限る。)   |
| 08270 | 巡査派出所   |
| 08280 | 公衆電話所   |
| 08290 | 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設  |
| 08300 | 地方公共団体の支庁又は支所   |
| 08330 | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの  |
| 08390 | マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの   |
| 08410 | 自動車教習所  |
| 08438 | 日用品の販売を主たる目的とする店舗   |
| 08440 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)  |
| 08450 | 飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)  |
| 08452 | 食堂又は喫茶店   |
| 08456 | 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。) |
| 08458 | 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗  |
| 08460 | 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)  |
| 08470 | 事務所   |
| 08570 | 料理店   |
| 08580 | キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー  |
| 08650 | 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)   |

※その他(08990)は、ご相談ください。